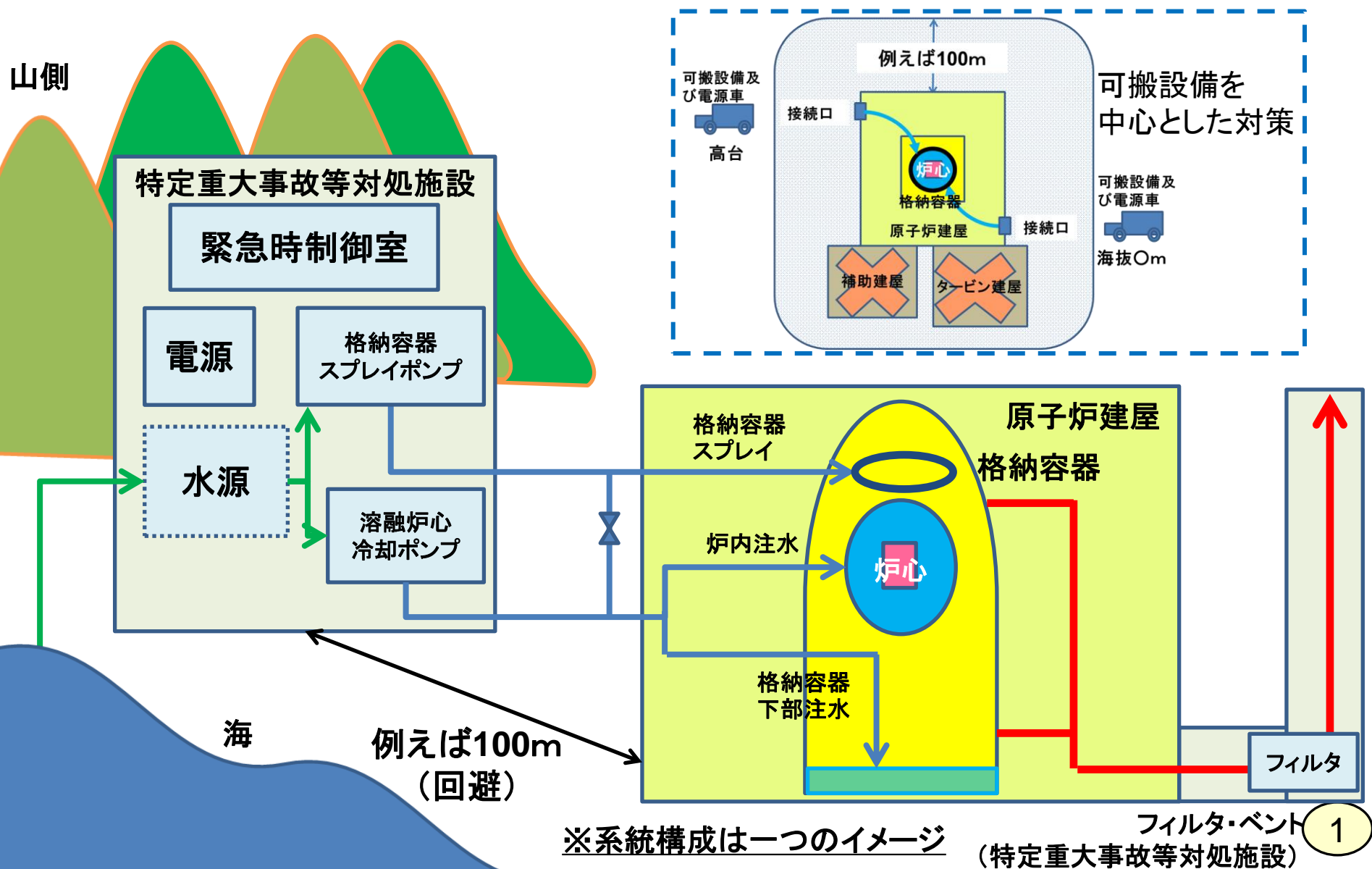


特定重大事故等対処施設 について

意図的な航空機衝突などへの対策

- 意図的な航空機衝突などへの可搬式設備を中心とした対策（可搬式設備・接続口の分散配置）。バックアップ対策として常設化を要求（特定重大事故等対処施設の整備）



基準への適合を求める時期について

- 福島第一原発事故の教訓を踏まえて必要な機能(設備・手順)は全て、平成25年7月8日の新規制基準の施行段階で備えていることを求めている。
- ただし、信頼性をさらに向上させるバックアップ施設については、施行から5年後までの間は、規定を適用しないことができるとされている。

	施行時点で必要な機能を全て求める	信頼性向上のためのバックアップ施設は施行5年後までは規定を適用しないことができる
シビアアクシデントを起こさないための機能(強化)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・津波の厳格評価 ・津波対策(防潮堤) ・火災対策 ・電源の多重化・分散配置 等 	
シビアアクシデントに対処するための機能(新設) ※テロや航空機衝突対策含む	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心損傷の防止(減圧、注水設備・手順) ・格納容器の閉込め機能(BWRのフィルタベント等) ・緊急時対策所 ・原子炉から100mの場所へ電源車・注水ポンプ等を保管 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・バックアップ施設 <ul style="list-style-type: none"> — 原子炉から100mの場所に電源、注水ポンプ、これらの緊急時制御室を常設化(特定重大事故等対処施設) — 恒設直流電源(3系統目)

<参考> 関連条文

◎実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(特定重大事故等対処施設)

第四十二条 工場等には、次に掲げるところにより、特定重大事故等対処施設を設けなければならない。

- 一 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであること。
- 三 原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであること。

(電源設備)

第五十七条

2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。

附則

2 設置法附則第二十二条第一項の規定により設置法附則第十七条の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七条の規定による改正前の法(以下「第四号旧規制法」という。)第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉(第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。)であって、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であって、第四十二条、第五十七条第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。